

サン共同通信

2023年

Topics 注目トピック

- 税制 申告期限の延長の特例
- 融資 毎月の融資情報
- メディア実績

4
月号



スペシャルインタビュー

プレオープンが間に合わない!? お酒が品切れ!?

2022年春・六本木にBarをオープンさせた
サン共同税理士法人代表の朝倉がリアルにお伝えします。



プレオープンが間に合わない!?お酒が品切れ!? 2022年春・六本木にBarをオープンさせた サン共同税理士法人代表の朝倉がリアルにお伝えします。(後編)

(1)プレオープンを2022年5月中旬から5日間実施!しかし意外な展開が…

朝倉:2021年12月に契約をして解体を進めていきましたがなかなか進捗が良くなく…最後の2週間で一気に通常の3倍ぐらいのスピードで工事が進みました(笑)。プレオープン前日は夜中の12時に職人がコンビニにお弁当を買って朝まで作業、現場監督がホテル泊まりというような状況でした。

同時に工事ができる人数や工数というのは限界があって、これはBarに限らず内装→クロス→最後に家具納品など順番があるのですが、今回の場合は現場に同時に通常入れる職人の数以上で対応してもらいました。当然ながらボロが出てしまい…。

思ったものとソファが違うなどギャップはありました。そのため5月中旬から5日間だけプレオープンをして、そのあと残っている工事をするためお店を急遽もう一度6日間閉めることになる、という状況でした。

あと、D3は横幅5メートル弱のサインモニターでの大画面のカラオケがウリになっていますが、そのモニターでカラオケの歌詞が表示されないなど、施設のハード面でも十分なサービス提供ができない事態になりました。

プレオープンの日になにが遅くすればよかったのかもしれませんが、すでに雇用しているスタッフにも事前にプレオープン日を伝えてありますし、お世話になっている方々へのご案内もしているので、日にちを後ろ倒しにするわけにもいきません。

とはいえサービスが十分に提供できない…苦渋の選択でしたが、中途半端なサービスを提供することはできないため、プレオープンを中止という選択をしました。

相楽(弊社スタッフ):私も数多くの飲食の創業支援をしていますが、プレオープンを中止して工事をするというケースはあまり聞かないので珍しいパターンかもしれません。しかし、過去には別の飲食店で空調が壊れてしまい営業そのものができなくなったケースもありました。

来てもらって品質が悪いまま営業を続けてしまうと、リピート率低下になってしまうので、いっそのこと営業を止めてしまうという手もありかもしれません。



(2) 売れるお酒がない! ?メニュー価格の検討も一苦労

朝倉:D3はお酒を提供することをサービスとしているので、当然お酒の種類はあるに越したことはありませんし、人気のジャパニーズウイスキーなど仕入れたいと思っていました。しかし、コロナの影響と昨今ジャパニーズウイスキーは人気のため、品薄状態。

どこのお店も仕入れたいのですが、卸業者もお得意様を優先されます。私たちのような新参者にはなかなか回ってこないのが現状でした。

不動産チーム担当でD3の店長でもある田中は元々Barでの勤務経験と人脈があったので、付き合いのあるお店から原価で譲ってもらうなど工夫をする必要がありました。

田中:シャンパンなどは今も品薄という状況です。そのため、仕入れ業者からの購入ではなく、並行輸入という少し割高で購入をすることもあったのですがそうなると販売価格のものを入手することになるので、当然ながら1本当たりの値段が高くなってしまいます。

しかし、お客様への提供価格は、相場が決まっているため、お店の利益率が下がってしまうという事態になってしまいます。

また、Barにおいてのメニュー作りで大切なのは女性客にいかに指示してもらえるか。

最近SNSの発達により、いわゆる“インスタ映え”が20-30代の女性客に支持されるかが問われてきます。

D3でも、フルーツカクテルを考案したり、元バーテンダーを採用して、その人にしか作れないドリンクを提供するなど付加価値をつける工夫をしている最中です。



(3) 集客・採用は両輪。バランスが大事になってくる

朝倉:Barの経営においても、集客と採用はなによりも大切になってきます。これにより売り上げが決まるようなものなので当然なのですが、私自身、本業が税理士法人なのでいわゆる顧問契約、毎月のサブスクリプションは存在しないので、“お客様の心を常に動かす”サービスが必要になってきます。ここは本当にシビアで、手を抜けば必ずお客様は離れていきます。

当店の場合、例えば“生ビールを飲みたいから来る”というお客様はあまりいないと思っており、一緒に来た仲間と特別な空間を味わえる雰囲気や、特定のスタッフに会いにきてくれるという、“接客”が重要になってきます。

ここもまだまだ手探りですが、税理士法人でも集客と採用の課題はついて回るので、経営者の永遠の課題かもしれませんね。

田中:私自身、オープンして2ヶ月(取材当時)ですが育成には力を入れています。ここは場数次第な部分もあるのでとにかく現場を経験してもらうことが大切ですね。

アルバイトスタッフの場合、当然ながら正社員とは意識も変わってくるので、あまり気合を入れすぎても楽しくなくなってしまいます。

接客の基本は、働くスタッフが“楽しい”と思えるか。長く働いて良い経験になるようサポートしていきたいと思っています。



これも飲食店オープン時に、プレオープンをするかが大切になってきます。プレオープンには身内などを招き、価格帯を通常より低くして、改善点や感想などをいただき本オープンの練習期間のようなものですが、いきなりオープンさせるにはリスクがありますので、仮オープン期間を設けることをおすすめしています。

(4) 結局のところ、どうやったら儲かるのでしょうか

相楽:基本的には飲食店の場合、FLRの比率を70%以下とすることが基本になってきます。FLRとは飲食店においてかかる3大コストの頭文字を取ったものを言います。

Fは「food」で材料費のことを指し、Lは「Labor」でアルバイトや正社員など働くスタッフにかかる人件費、Rは「Rent」で家賃(賃料)のことです。

このFLRの合計コストによる売上に対する比率が、70%以下とすることにより黒字化するとされているので、売り上げが100万円であればFLRは70万円以内に収めるようなイメージになります。

FLRには、水道光熱費やそのほか雑費などは含まれませんので、70%を超えてくると営業利益がほとんど残らなくなってしまいます。



朝倉: そうなると考えつくのが、家賃が安いところとなるのですが、正直人気物件でないところでの飲食店出店はおすすめしません。

理由のひとつとしては、日本政策金融公庫や民間の金融機関からの借入審査が通りにくいことがあります。日本政策金融公庫からの創業融資により飲食店を開業する場合、日本政策金融公庫は飲食店が貸出実績として一番多い業種ですから、日本政策金融公庫は返済不能となった飲食店も膨大にあり、どのような飲食店が閉店となってしまったかの膨大なデータを有しています。その一つに立地があり、どんなに素晴らしい腕のある飲食店も立地が悪いと繁盛しないことを知っています。

融資において大切なことはファーストコンタクトです。最初の時点でいかに融資担当者に好印象を持ってもらえるかが審査通過に大きな影響があるので、最初に提出する資料は慎重に準備をする必要があります。

また創業融資は、不動産があら方決まってからの書類提出になります。そのため、不動産選びというのは、とても重要になってきます。

(5) 創業融資に関して

相樂: 創業融資を受ける際に、もう一つ大切なことは「事業計画書」です。これはお店をどのようなコンセプトで出すのか、いつまでにどれぐらいの売上が見込めるかなどを記載しなくてはいけなく、ご自身で対応されるのは簡単ではないと思います。

弊所では、飲食店支援を得意としているため、事業計画書のお手伝いも対応しています。融資を成功させるポイントとしましては自己資金×キャリアです。創業融資は自己資金とキャリアで決まると言っても過言ではありません。

脱サラしてのスタートの場合、自己資金がどれだけあるかで融資がおりるかも変わってきます。とはいえ、どれぐらいあればお店をオープンできるかは分からないですね。

このあたりも丁寧に面談時にお伝えが可能ですので、是非お問い合わせいただければと思います。

お客様の声

▶<https://tax-startup.jp/restaurant/voice/>

▼まとめ

- ✔ 仮オープン期間は重要! 本オープンに向けての練習期間
- ✔ 新規参画のお店はお酒の仕入れが難しい場合も
- ✔ 飲食店は物件次第で融資の有無が変わることも
- ✔ 事業計画書などは専門家に任せて、お店内のことに集中を!

申告期限の延長の特例

1. 法人税の申告期限の延長

法人税の申告期限は、原則として決算日から2ヶ月以内です。

例えば3月決算の会社であれば5月末、12月決算であれば2月末が申告期限となり、その期間内に法人税を申告することが必要となります。しかし、病気になってしまった、突然経理が退職してしまった、資料が整わないなど、2ヶ月以内に申告できない事由も生じるかもしれません。

その場合には、定款において「定時株主総会を事業年度終了後3ヶ月以内に行う」と定めていれば、決算終了後2カ月以内に決算が確定しないという理由により、決算日までに「申告期限の延長の特例の申請書」を税務署に提出することで、法人税の申告期限を1ヶ月延長することができます。(連結法人・通算法人以外の普通法人を前提とさせていただきます)

自社の定款を確認したところ、定時株主総会の開催時期が事業年度終了後3ヶ月以内でなく2ヶ月以内となっている場合には、株主総会の開催時期を事業年度終了後3ヶ月以内に変更する定款変更の株主総会を行い、株主総会議事録を作成し、その議事録を税務署に提出することで対応できます。

2. 申告期限の延長時の注意点

法人税の申告が2期続けて期限後申告になってしまった場合には青色申告が取り消されてしまいますが、3ヶ月以内に申告できれば期限内申告となりますので、青色申告が取り消されることを回避することができます。また2ヶ月以内の申告時に処理が必要な税額控除や繰戻還付を漏らしてしまった場合においても、後から提出した申告書が正しいものとみなされますので決算後3ヶ月以内に申告し直すことでリカバリー可能です。

なお、申告期限は延長されますが法人税の納付期限は延長されません。

2ヶ月以内に法人税を納付しなければ利子税がかかってしまいます。決算は確定していないため税額も確定していませんが見込みの金額で納付することになります。

法人税の納付を延長できるわけではないので、念のため、申告期限の延長の特例の申請書を提出し、申告は3ヶ月以内に行えるようにしておき、実際には2ヶ月以内に行う。実務的にはそういう会社が多いと思います。

3. 消費税の申告期限の延長

また、消費税の申告期限についても決算日までに「消費税申告期限延長届出書」を税務署に提出することにより、申告期限を1ヶ月延長することができます(法人税の申告期限の延長の特例の適用を受ける法人に限ります)。地方税においても法人税の延長の承認を受けている場合には都道府県、市区町村の公官庁に届出を行うことで法人税と同様に申告期限を延長することができます。ご活用ください。

定款の定め等による申告期限の延長の特例の申請書

※整理番号	
※通算グループ整理番号	

令和 年 月 日 税務署長 殿	提出区分	納 税 地	〒	
	<input type="checkbox"/> 通算親法人が提出する場合	(フリガナ)	電話() -	
		法 人 名 等		
		法 人 番 号		
		(フリガナ)		
		代 表 者 氏 名		
	代 表 者 住 所	〒		
	事 業 種 目	業		

定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるものの定めにより、若しくは特別の事情があることにより、当該事業年度以後の各事業年度終了の日の翌日から2月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあり、又は通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないことにより、今後、各事業年度終了の日の翌日から2月以内に法人税の確定申告書を提出できない常況にあるため、
 自令和 年 月 日 事業年度の所得に対する法人税の確定申告書から、適用の取りやめをするまで
 至令和 年 月 日 提出期限の延長をし、延長月数の指定若しくは指定の取消しを受け又は延長月数の変更をしたいので申請します。
 記

申告期限延長期間	(1) 申告期限が延長されていない法人	
	<input type="checkbox"/> 申告期限を1月(通算法人にあつては、2月)延長したい場合	
	<input type="checkbox"/> 申告期限の延長及び2月(通算法人にあつては、3月)以上の延長月数の指定を受けたい場合	その月数()
(2) 申告期限が1月(通算法人にあつては、2月)延長されている法人		
<input type="checkbox"/> 2月(通算法人にあつては、3月)以上の延長月数の指定を受けたい場合		その月数()
(3) 2月(通算法人にあつては、3月)以上の延長月数の指定を受けている法人		
<input type="checkbox"/> 延長月数の指定の取消しを受け、1月(通算法人にあつては、2月)延長としたい場合	取消し前の月数()	
<input type="checkbox"/> 2月(通算法人にあつては、3月)以上の範囲内で延長月数の指定を受けている月数を 変更前の月数() 変更したい場合		変更後の月数()

各事業年度終了の日の翌日から2月以内(延長月数の指定を受けようとする場合には各事業年度終了の日の翌日から3月以内又は通算法人の事業年度終了の日の翌日から4月以内)に各事業年度の決算についての定時総会が招集されない、又は通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により損益通算等による所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない理由	根拠条文	<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第1項柱書(同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の8において準用する場合を含む。)
		<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第1項第1号(同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の8において準用する場合を含む。)
		<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第1項第2号(同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の8において準用する場合を含む。)
		<input type="checkbox"/> 法人税法第75条の2第2項(同条第11項第1号の規定により読み替えて適用する場合及び同法第144条の8において準用する場合を含む。)
その他参考となるべき事項	書添類付等	1 定款等の写し 2 その他 []

税 理 士 署 名	
-----------	--

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	番号	入力	名簿等	通信日付印	確認
	回付先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署		<input type="checkbox"/> 親署 → 調査課			年 月 日	

第28-(14)号様式

消費税申告期限延長届出書

○ 收受印

令和 年 月 日 税務署長殿	届 出 者	(フリガナ) 納 税 地	(〒 -) (電話番号 - -)		
		(フリガナ) 名 称 及 び 代 表 者 氏 名			
		法 人 番 号			
		下記のとおり、消費税法第45条の2 第1項 に規定する消費税申告書の提出期限の特例の適用を受けたいので、届出します。			
事 業 年 度	自 月 日 至 月 日				
適用開始課税期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日				
適用要件等の確認	法人税法第75条の2 に規定する申請書の提出有無			有 ・ 無	
	国、地方公共団体に準ずる法人の申告期限の特例の適用を受けていない			<input type="checkbox"/> は い	
参 考 事 項					
税 理 士 署 名	(電話番号 - -)				

※ 税務署 処理 欄	整理番号	部門番号	番号 確認	通 信 日 付 印		確 認
				年 月 日		
	届出年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日

- 注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
 2. 税務署処理欄は、記載しないでください。

毎月の融資情報

1. 民間金融機関 創業融資における代表者の連帯保証が不要に

2023年3月15日に「**スタートアップ創出促進保証制度**」が創設されました。これまでは法人が民間金融機関（銀行、信用金庫など）から創業融資を受ける際に代表者が連帯保証人になる必要がありましたが、**新制度では連帯保証人になる必要がなくなりました**。これにより万が一に事業が失敗してしまった時に個人が債務を抱えてしまう懸念を取り除くことができるため、起業・創業の促進に繋がることが大きく期待されています。

	スタートアップ創出促進保証制度内容
保証対象者	創業予定者や創業後5年未満の法人
保証限度額	3,500万円
保証期間	10年以内
据置期間	1年以内（一定の条件を満たす場合には3年以内）
金利	金融機関所定金利
保証料率	0.55～0.80% （信用保証協会所定の創業関連保証の保証率に0.2%上乗せ）
担保・連帯保証人	不要

本制度の保証を付けて融資を受けた場合には、会社を設立してから3年目と5年目に中小企業活性化協議会からチェックを受けたうえで「**ガバナンス体制の整備に関するチェックシート**」を金融機関に提出する必要があります。チェック項目としては「経営の透明性」や「法人個人の分離」、「財務基盤の強化」といった項目が挙げられており、法人をどれだけ健全に経営できているかどうかを中心にチェックされます。また、**チェック時には決算書の提示が必須**であり、場合によっては**試算表や資金繰り表、事業計画書等の提出を求められる可能性があります**ので、創業融資を受けたあとは**税理士等の専門家をつけたうえで税務会計処理を行っていくことが推奨**されます。

※東京信用保証協会 スタートアップ創出促進保証制度

▶https://www.cgc-tokyo.or.jp/info/juyou/startup_0315.files/startup_soshutsuhosho_leaf0315.pdf

※東京信用保証協会 スタートアップ創出促進保証制度の創設について

▶https://www.cgc-tokyo.or.jp/info/juyou/startup_0315.html

2.日本政策金融公庫 コロナ融資の申込期限を延長

2023年3月末までとされていたコロナ融資(低利子・無担保融資)について**申込期限が9月末まで延長**されました。また、過去に公庫でコロナ融資を利用した方もコロナ融資の制度で追加融資もしくは借り換えを行うことも可能となっており、柔軟な資金繰り改善を行えます。

日本政策金融公庫 変更情報

	前月時点	2023年3月1日時点
創業融資の基準金利	2.45～3.45%	変更なし
コロナ融資の申込期限 (※3年間の利子補給無し)	変更なし	2023年9月30日まで



代表朝倉の twitterアカウントのご紹介



代表朝倉のつぶやき @asakuraayumu

twitterやっています!質問箱も受け付けているので
税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひ
フォローしてください!

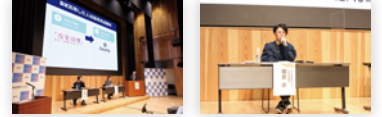


メディア実績



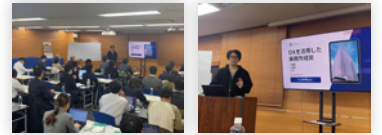
セミナー

2022年12月



会計事務所サミット2022

2022年12月



株式会社アックスコンサルティング主催セミナー

2022年12月



株式会社ミツカル主催セミナー

2022年11月



株式会社インフォーマット主催セミナー

2021年12月



会計事務所サミット2021

2019年7月



会計事務所サミット2019

取材など



週刊新潮 (2022年6月16日)



週刊ダイヤモンド (2021年2月13日)



週刊現代 (2020年6月27日)

テレビ東京
ワールドビジネス
サテライトに取材
放送されました。
(2020年5月1日)



プロパートナー-ONLINE Circle (2023年1月)



FIVE STAR MAGAZINE (2022年11月号)



月刊実務経営ニュース (2022年9月号)



BIZUP事務所経営Report (2019年6月号 vol.68)



実務経営サービス『お役立ち会計事務所全国100選 2023年版』



プロパートナー『士業ランキング500』2022年完全版

書籍





拠点一覧

青山オフィス

〒107-0062

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館15階

日本橋オフィス

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町2-6-1 日本橋本町プラザビル2F

五反田オフィス

〒141-0031

東京都品川区西五反田1-26-2 五反田サンハイツ306

板橋オフィス

〒173-0013

東京都板橋区氷川町26-5 栄ビル1F

北千住オフィス

〒120-0034

東京都足立区千住1-4-1 東京芸術センター10階

八王子オフィス

〒192-0081

東京都八王子市横山町9-11 小泉ビル4階

横浜オフィス

〒220-0012

神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-1 みなとみらいセンタービル19階

西宮オフィス

〒663-8112

兵庫県西宮市甲子園口北町23-10

博多オフィス

〒812-0011

福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目4-25 アクロスキューブ博多駅前4階

沖縄オフィス

〒901-2227

沖縄県宜野湾市宇地泊1-7-20 レキオススクエア 2-D



ホームページ <https://san-kyodo-tax.jp/>



代表朝倉のつぶやき  @asakuraayumu

twitterやっています! 質問箱も受け付けているので
税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひ
フォローしてください!